方の違い

「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き

(=大学の選択に基づく個性・特色の表れ) に基づい

わち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、

固定的な

○例えば、①や②の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学

緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

位課程に重点を置く大学もあれば、

④の機能に特化してリベラ

こうした大学全

・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。

Ξ

高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にして 割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、 専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役 需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、 いかなければならない。 新時代の高等教育は、 全体として多様化して学習者の様々な

特に大学は、全体として

点 (芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広 ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等) 保有

やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等) の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化し する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関 等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、 いくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学 一八歳人口が約一二〇万人規模で推移する時期にあって、 各

大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要

実現することが求められている。 真の「ユニバーサル・アクセス」(本章二(一)(ア)参照)を 自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ることによって、 育には、全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要 関が単一の市場(一八~二一歳の日本人フルタイム学生、すな 充実を伴ってきたとは言い難い。また、 に的確に対応(複数の市場を開拓)して個々の高等教育機関が 社会全体としての効率性に欠ける面が大きい。新時代の高等教 万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機 わち「伝統的学生」の獲得)を巡って競争するという状況は、 人的物的資源が必ずしも十分でないままでの急拡大が質的 一八歳人口が約一二〇

○近年、教育内容の改善や充実を図って様々な改革が続いている。 校種ごとの個性・特色を一層明確にしなければならない。 の指摘がある。ユニバーサル段階の高等教育にあっては、 等教育機関間の個性・特色の違いが不明確になってきていると この結果、多様化が進む中で大学とは何かといった本質や、 各学

14

○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、各学校種ごとに、 学校が個性・特色を明確化することが重要である。 教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の それぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた

○また、各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の 多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続 誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築 や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、 していくことが重要である。

○さらに、高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充

(一) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

での「ユニバーサル段階の高等教育」は実現しつつある。しか○戦後の我が国における高等教育の急速な拡大により、量的側面

実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとらわれずに促進さ によるコンソーシアム(共同事業体)方式での単位互換制度の れるものと考えられる。例えば、地域の国公私立大学間の連携 学問分野を超えた融合領域形成のための大学院間の連 的・効果的に投入することにより、 化が図られるべきである。 体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中 各大学の個性・特色の明確

○ならに、 えば、 ことから、 を特色とすることも考えられる。 大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学 **充実したリメディアル(補習)教育の実施や、就職や他** 我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎えつつある 特に③④⑥の機能に重点を置く大学にあっては、

(二) 大学の機能別分化 ○高等教育機関のうち、

大学は、

全体として

携等が考えられる。

○このように、一八歳人口が約一二○万人規模で推移する時期に あって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化 ていく必要性がある。このとき、

・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個 性・特色の明確化を目指すこと。

・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に 行うこと。 選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を

等の点に特に注意しなければならない。

通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異な

時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすな

これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、

⑦社会貢献機能(地域貢献、 ⑥地域の生涯学習機会の拠点

産学官連携、

国際交流等) 自らの選択に基づ

⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究

④総合的教養教育

③幅広い職業人養成 ②高度専門職業人養成 ①世界的研究‧教育拠点

○各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、 の向上に努める必要がある。 教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質

○日本の大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を○日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行って 様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選 分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。 の理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方 自ら

15

○高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献 なってきている(本章四参昭)。ている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題と ような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、 という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じて具体的にどの 各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっ 向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えら れ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。

(三) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機 関の個性・特色

討していく必要がある。 が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検 すべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点 が必要であり、 も十分留意する必要がある。その際、 高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続に 教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくこと 初等中等教育から高等教育までそれぞれが果た 入学者選抜の問題だけで

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。 ュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育 観点を踏まえ、 リシー)を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の このため、 教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキ 各大学は、 適切に入学者選抜を実施していく必要がある。 入学者受入方針(アドミッション・ポ

により、重要な役割を果たすことが期待される。

(ア)高等教育と初等中等教育との接続

- ○初等中等教育は、これまで、「ゆとり」の中で「生きる力」(確か ており、 ることを重視する流れにある。 ともに、生涯にわたって学ぶことのできる自己教育力を育成す な学力、豊かな人間性、健康・体力)を育む教育を推進してき 個に応じた指導等を通じて基礎・基本を定着させると
- ○高等教育は、国際的な標準での質の保証が重要な課題となって 高等教育段階での教育機能の重要性が指摘されている。 教育を受けることによる付加価値の程度がますます注目され、 職業に関する選択の機会が年齢的に高くなる傾向の中で、 「基礎学力」等高度化・多様化の一途をたどっており、 特に、産業界をはじめ実社会の人材需要は「独創性」「即戦力」 いることからも、一定の水準を確保することが強く要請される。 人生や 高等
- ○高等教育は、 のことが学生の知識・能力の低下や多様化を招いているのでは化等によって、入学者について履修歴の多様化が一層進み、こ昇に伴う高等教育の大衆化や高等学校段階までの履修内容の変 果たし得なくなってきている例も見られる。また、進学率の上 教育の質」の一環としての学生の質に関する選抜機能を十分に ている。中には、入学者選抜が、本章四(一)で述べる「高等 制大学のうち約三割、短期大学では約四割が定員割れを起こし 急速な少子化の進行等を背景として大きく変化し、 る。また、両者の接点である大学入学者選抜を取り巻く環境も、 同時に、初等中等教育の在り方に大きな影響を及ぼすものであ 初等中等教育を基礎として成り立つものであると 私立の四年

等教育の質の確保・向上等に努める必要が出てきている。 ないかといった指摘もある。このような状況をも踏まえて、

- ○このような状況を踏まえ、高等教育と初等中等教育との接続に 進めていくという視点が重要である。 それぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を 考えていくことが必要であり、 抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、 留意することは、今後ますます重要である。その際、 初等中等教育から高等教育まで 全体の接続を 入学者選
- ○今後の高等教育においては、初等中等教育を基礎として、「主体的員養成の在り方について、今後とも検討していく必要がある。 ○初等中等教育との関連では、高等教育が初等中等教育の学校教 養成を担当する大学教員の確保や資質向上を含め、より良い教 員の養成機能を担っているという点も極めて重要である。教員
- 題探求能力)の育成が重視されよう。例えば、後述のように、学 広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力](=課 修士・博士・専門職学位課程では専門性の一層の向上を目指し 門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、 た教育を行うことを基本として考えることが重要となろう。 士課程教育では教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専 に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅
- ○どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、 に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多 性・特色の根幹をなすものである。各機関は、 うな人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個 元化の観点を踏まえ、 (アドミッション・ポリシー) を明確にし、入学志願者や社会 実際の選抜方法や出題内容等に適切に反 入学者受入方針 どのよ

特集・中央教育審議会答申

う機能を果たすことも期待される。 の世代を担う者に対し、 しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激 各人が学んでおくべき内容を示すとい

分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる 「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。 マ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロ 入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与

(イ) 高等教育と生涯学習との関連

- 短期大学・高等専門学校(本科)に在籍する社会人学生は合計○社会人学生は特に大学院で増加してきており、通学制の大学・シアム(共同事業体)が重要な役割を果たすことが期待される。 ○「人々が、 とする各種の大学開放を通じ、質的に高度で体系的かつ継続的 とができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会 で約三万人に達している。 な学習機会を提供する者として、高等教育機関やそのコンソ を構築するためには、各種の主体により多様な学習機会が豊富 に提供されなければならない。そのうちで、公開講座をはじめ 生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶこ
- ○大学等における社会人の受入れの推進については、 入れの推進方策について」において、学生が柔軟に修業年限を平成一四 (二〇〇二) 年二月の答申「大学等における社会人受 及び昼夜開講制の導入等の制度改善が図られてきた。さらに、 学審議会の累次の答申等を受けて、夜間大学院、通信制大学院 従来より

○今後は、このような形態の大学院の拡充を図るとともに、等の動きも見られるようになっている。 備が図られている。このほか、最近では、社会人を含めた多様 な学習者の利便に資するため、サテライト・キャンパスの設置 について、それぞれ提言がなされ、これらを受けて制度的な整 特化した新たな形態の大学院としての専門職大学院制度の創設 専門職業人養成について」においては、高度専門職業人養成に 課程等の導入について、同年八月の答申「大学院における高度 超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や通信制博士

- 形態等についても、具体的な対応が求められよう。 士・博士・専門職学位課程でのリカレント教育に対応した履修 におけるキャリア・パス形成との関連に留意しながら、特に修 人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化を踏まえ、 企業等
- ○また、今後は、生涯学習の意識の高まりに対応して科目等履修 生や聴講生等の履修形態の多様化がさらに進むものと考えられ 予想される。 の履修証明として、学位以外の方法が社会的に定着することも る。また、 一定のコースないし科目(群)を学んだ成果として
- い履修の体系性の確保等に留意しつつ設けることは、観点から、いわゆる単位累積加算制度を、学位授与に○さらに、生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の 要な課題である。 いわゆる単位累積加算制度を、学位授与にふさわし 多様な高等教育機関の発展等の 今後の重
- ○我が国における短期高等教育の位置付けについても、ユニバー 関連等に留意しつつ、明確化する必要がある。 サル段階での新たな意義・役割や単位累積加算制度の検討との
- ○なお、近年の厳しい雇用情勢等を反映して、 若年層の無業者や

業能力開発等に係る諸施策と効果的に連携しつつ、インター の職業的自立に寄与していく必要がある。 シップの推進や職業意識・能力の形成支援等を通じて、若年者 れがある。このため、高等教育においても、初等中等教育や職 が国全体の経済的基盤にも中長期的に大きな影響を及ぼすおそ 況は、若年者本人のキャリア形成の支障となるだけでなく、 いわゆるフリ ター キャリア形成の支障となるだけでなく、我の増加が問題となっている。このような状

(四)高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性

個性・特色の明確化を一層進める必要がある。 信技術の発達、 技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通

(ア)高等教育の国際化の進展

○高等教育の国際化の進展に伴い、留学生数は近年急増しており、 至る体系的な留学生支援体制の充実等が重要である。 理の徹底をはじめとする受入体制の充実、 支援していく必要がある。その際、留学生の質の確保、 各高等教育機関がそれぞれの特色を発揮した形で世界各国から の合計は平成一五(二〇〇三)年度に初めて一〇万人を超える の優秀な学生の受入れや日本人学生の派遣に努め、 に至っている。留学生交流は今後とも重要性を増すと考えられ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍する留学生数 渡日前から帰国後に 国がこれを

○また、今後は、高等教育機関においても海外分校・拠点の設置

積極的に参加・貢献すべきである。

○また、 築していくかは、我が国の高等教育にとって大きな課題である。 究分野においてアジア地域内部でのパートナーシップをどう構 という視点を常に念頭に置いていく必要がある。特に、 国境を越えて展開される我が国の高等教育による国際的な貢献 を占めることが必要であるが、今後は、留学生の交流等も含めて、惹き付けるためにも、教育・研究の質が世界的に見て高い位置 我が国の大学が世界各国からの優秀な留学生・研究者を 学術研

○海外に目を転じてみれば、米国・英国や豪州といった英語圏の

間の競争と協調・協力が一層進展していくものと考えられる。 通じて国境を越えた教育の提供や研究の展開等、国際的な大学 外国の教育・研究機関との連携、e-Learning((イ)参照)等を外国の教育・研究機関との連携、e-Learning((イ)参照)等を

国々やドイツ等の高等教育機関が、東アジア・東南アジア各国

(イ) 情報通信技術の発達

優れた高等教育機関を誘致しまたはこれと連携するための施策

アの国々でも、このような国際動向に積極的に対応し、外国の めている。また、中国・韓国・マレーシア・シンガポール等アジ にして本国の学位を得られるようにすることが盛んに行われ始 に現地校を開設し、現地校のみの教育を受けることで居ながら

を展開し始めている。これは、国内の進学率の急激な上昇に対

は郵便やテレビ放送等を利用したものがほとんどであった。し難な者に対して学習機会を提供している。これまでの通信教育○通信制による高等教育は、地理的・時間的制約による通学の困 かし、 まま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である。

○情報通信技術(IT)の発展に伴い、各家庭へのブロードバン よる一層の充実が期待される。 と思われる。放送大学についても、 ド通信が急速に普及しつつある。今後は、情報通信技術を利用 した履修形態、 いわゆるe-Learning の役割が増加していくもの 多様なメディアの活用等に

う、十分な教育上の留意が必要である。幅広い人間性や社会性の涵養がおろそかになることのない。 これのみに頼り過ぎる余り、 十分な教育上の留意が必要である。 これからの時代にますます 重要な

情報通信技術の飛躍的な向上を

めには、空間的及び時間的制約を受けない環境、例えば、在宅の 時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくた

ただし、e-Learningは、知識の伝達には有効な手段であるが

特集・中央教育審議会答申

うに、国際的な大学の質の保証に関する情報ネットワ 及び学位の通用性等について学習者が判断することのできるよ

た各国の大学制度、各大学の適格認定を含めた評価、 の確保に十分留意することが必要である。また、

築することが急務である。

我が国は、

こうした国際的な協議に

クを構

○なお、国境を越えて展開される大学教育の提供による学位授与

の機会を拡大するに当たっては、我が国の学位の国際的通用性

我が国を含め 教育内容

ければならないことを意味している。

教育機関は国際的な競争的環境の下でも、人材養成や学の以上のことは、我が国の一八歳人口が減少を続ける中、

人材養成や学術研究

各高等

海外における我が国の学位の授与などが複数計画されている。 と我が国の機関が提携して、我が国における海外学位の授与や したものと思われる。我が国においても、海外の高等教育機関応すること、また周辺国の教育拠点 (ハブ) となることを目的と

活動等について個性・特色及び経営戦略の明確化を一層進めな

e-Learning の普及等、

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、

高等教育の質の保証

大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各

特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあ

選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が 高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的

高等教育の質の保証が重要な課題となる。 層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、

確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層

評価のシステムを充実させるべきである。 明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者 個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、

自

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審己点検・評価がまずもって大切である。 認証評価、 自己点検・評価により明らかとなった課題や

十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは の基本的な責務である。 の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としてけて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向

する説明責任を果たすことが求められる。

(一) 保証されるべき「高等教育の質」 ○高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、

情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、

社会に対

て、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質て機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれ関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づい 編が届出で可能となったことを主な契機として、各高等教育機 関の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、 る抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、 規制から事後チェックへという流れの中、 特に大学設置に関す 大学等の高等教育機 一定の組織改

○高等教育の質の保証に関しては、まず、個々の高等教育機関に みを整えて効果的に運用することも極めて重要であり、 の信頼を保持する上でも、 の個性・特色の明確化が一層進む中にあっては、学習者や社会 ことが大切である。また、競争的環境の中での各高等教育機関 おいて、 ての基本的な責務である。 の保証が課題となる。 教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力する 情報の開示を含めた質の保証の仕組

20

私立の大学等が、 や認証評価機関による評価(「認証評価」とは、すべての国公 の整備状況、 容・水準、学生の質、教員の質、 したがって、 保証されるべき「高等教育の質」とは、 高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査 管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。 文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関 研究者の質、 教育・研究環境 教育課程の内

する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきもので各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関 リキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、 による評価を受ける制度をいう。以下同じ。)のみならず、カ

置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば〇高等教育の質に着目する場合、事前評価としての行政による設 両輪とした、質の保証が必要である。

ある。

○高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係に 体の中での位置付けを一層明確化し、的確に運用すべきである。置認可制度について、我が国の高等教育の質の保証の仕組み全である。特に、一定の事前評価は必要であるとの観点から、設 るよう発展・充実させていくべきである。 速やかに整え、社会の負託に十分にこたえる効果的なものとな また、事後評価に関しては、認証機関による評価のシステムを ついては、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要

要である。

○高等教育の質の保証を考える上では、 能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・ 要な課題である。 プメント (SD) 等の自主的な取組との連携方策等も今後の重 研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカ ルティ・ディベロップメント (FD) やスタッフ・ディベロ 教員個々人の教育・研究

ッ

特集・中央教育審議会答申

 \equiv

(ア) 設置認可の重要性と的確な運用

て安易に学位を取得させる非正統的な教育機関(いわゆる「デ は適切でない。 価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に る手続であり、 設置構想の実現可能性や信頼性を確保し、 て学習者保護を図るための方策としても、 ィグリー・ミル(またはディプロマ・ミル)」)の出現を抑止し しての意義を有している。また、高等教育の質の保証は事後評 学校法人審議会との「対話」を通じて、 大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するの 高等教育の質を担保するための本来的な制度と 一部の外国に見られるような、学費の対価とし 相応の時間をかけて、 その内容を充実させ 一定の事前評価は必

称性、利用者が「学生」であること、単なる知識・技能の取得スとの関係で一般性と特殊性がある。特殊性とは、情報の非対サービスという観点から見た場合、学校教育には、他のサービ その効果の検証に一定期間を要すること等を指す。 サービス享受後の効果に永続性があること、サービスの提供と とは異なる(師弟関係や友人関係を含めた)学習環境の必要性

点を重視していく必要がある。 に依拠するのでなく、教育サービスの質そのものを保証する観に留意しつつも、「高等教育の質」に関しては、市場万能主義 学校教育が一般的にはサービスとしての市場性を有すること

設置認可の的確な運用

○大学等の設置認可及びその審査の過程は、 申請者と大学設置・

○設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、 大学教員の質を審査することは極めて重要である。 容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。 社会の需要

21

審査の内

校種との違い等について十分に審査することも重要である。 習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学 それを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能 る努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的や 必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化す ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や 参照)との関連で十分に点検・確認される必要がある。 が、「大学とは何か」という根本的な問題意識(第三章一(一)(ア) 活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方 に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究 実効性

○現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、 要がある。 化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必 も連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変 くい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動と 設置審査の具体的な判断指針としては必ず しも有効に機能

○このような認識に立つとき、現行の設置基準や設置審査につい 具体的に表現することには困難な面もあり、 間競争を活発に行うための環境整備として欠かせないものと考る要件を明確化することは、多様な主体が参入して健全な大学 と考えられる(第五章二(一)③参照)。「大学の質」にかかわ ては、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くある ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・ 今後、適切に対応

○なお、規制改革の一環として、設置認可については届出制の導していく必要がある。 入等の大幅な弾力化が逐次進められており、 大学等の参入や組

> 適切に対応する必要がある。 通用性や学習者保護の観点を十分に踏まえ、拙速を避けながら らの制度改正の効果等を十分に見極めつつ、教育の質の国際的 大きな「参入障壁」になっているとは言えない。今後は、これ 幅に増加している状況を見れば、少なくとも、設置認可制度が織改編は大きく促進されている。少子化が進む中で大学数が大

(三) 認証評価制度の導入と充実

る。この制度は、認証評価機関になろうとする者の申請に基づ○平成一六(二○○四)年四月から認証評価制度が導入されてい(ア)機関別、専門職大学院評価及び分野別評価 き、本審議会への諮問及びその答申の手続を経て、 設定するなど、様々な工夫を行い評価を実施することが期待さ 学等の特色ある教育・研究の進展に資する観点から評価項目を る。既に幾つかの機関が認証を受けて活動を開始しており、 が自ら定める評価基準に従って大学等の評価を行うものであ を満たす場合に文部科学大臣が評価機関を認証し、各評価機関 一定の基準

○認証評価制度は、大学等の事後評価の中核として極めて重要で あり、その質の維持・向上のため、社会に早期に定着し活用さ れることが望ましい。

○事後評価に関しては、 応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられ と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価 に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に 教育に関する分野別評価に関連して、

なるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要で

○評価結果に関する情報については、適時適切に社会や学習者に ることが必要である。

(イ) 評価の質の向上

- ○高等教育行政の機能・役割の変化に際しては、多元的な評価機 評価機関の形成のための国の支援も必要である。 等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される。 学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じて学協会
- 用されるに伴い、評価の質の向上を図るため、評価方法や評価○認証評価制度をはじめとした評価の仕組みが社会に定着して活 基準等の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや適正さ を担保するための仕組みを整えること等が、 今後の重要な課題

(四)自己点検・評価の充実

己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と高等教育機関が積極的に教育・研究活動等の状況について自○高等教育の教育・研究水準の維持・向上を図るためには、各 定期的な認証評価の場面で活用されるという意味でも重要でる。また、自己点検・評価の結果は、改組に伴う設置審査や 充実に向けて不断の努力を行うことがまずもって大切であ

特集・中央教育審議会答申

○特に、自己点検・評価結果の公表に当たっては、各高等教育機 関が自ら重点を置く機能及びその機能にかかわる具体的な教 育・研究上の目標を明示し、 いて検証することが望ましい。 目標の達成度や達成の可能性に

(五)評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用

○教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等 に努めていくことが求められる。社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証 った課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、 の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとな

○具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択 れる。 己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求めら 言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、 する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも 自

○また、当該機関による情報開示だけでなく外部からの評価結果 ており、当該機関の質の確保・向上のために積極的に活用されとから、認証評価機関による評価の結果も開示することとされ る必要がある。 も併せて提供されることが学習者の便宜のために重要であるこ

○評価結果等に関する情報については、 用されることが重要である。 各種の資源の効果的な配分に適切に反映するなど、 質を高めるための競争を促進する観点から、 大学等の個性・特色を伸 積極的に活 公的財源等

○なお、専門学校に関しては、引き続き、各都道府県段階での適

切な設置審査の実施と、

質の確保及び向上を図ることが期待各専門学校による自己点検・評価や

各専門学校による自己点検・

外部検証の努力により、

される。

第三章

新時代における高等教育機関の在り方

○本章では、

中長期的

(平成一七(二〇〇五)年以降、平成二七

○大学とは、学術の中心として深く真理を探求

教授研究することを本質とするものであり

保障するため、

伝統的に一定の自主性・自律性が承認されてい

その活動を十全に

の学芸を

(ア) 大学の自律性と公共性

れる。

与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えら 目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を 後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着

に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、

今

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了

る我が国の高等教育の将来像のうち、主としてそれぞれの高等 (二〇一五) 年~平成三一(二〇二〇) 年頃まで) に想定され

教育機関の在り方に関する事項を示すこととする。

○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、それぞれの教 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

\equiv

とは、

今後とも重要な課題である。

育・研究について必要な改善・充実に努め、質の向上を図るこ

○社会が発展していくためには、その基盤として、新しい知識を

教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として授与されるも ることが基本的な特質である。また、このような大学における

24

のが学位である。

成することが不可欠である。人類の長い経験と叡智の中で、こ創造するとともに高度に活用する高い専門性を持った人材を育

れを最も良く担う社会的な存在として確立されてきたものが大

大学は、社会と関連性を保ちつつも一定の

障するため、 授研究することを本質とするものであり、 ごとを本質とするものであり、その活動を十全に保学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教 伝統的に一定の自主性・自律性が承認されている

- ことが基本的な特質である。 このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、

○これからの知識基盤社会において求められる人材は、大学のみ

ならず高等専門学校、専門学校、さらには企業内教育等の社会

(ウ) 教員組織

あると考えられる。

多様な機関による人材育成は、社会全体の共通基盤の形成とい

教育においても育成することが期待される。しかし、こう

う大学の役割を土台としてこそ最も効果的に行われるものであ

社会にとっての大学の重要性を一層高めるものと考えられ

大学においては特に「出口管理」

の強化が

教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助 として、教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助

くことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職 に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力して と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命

かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。

今後は

- 公共的役割を担っており、

特集・中央教育審議会答申

○現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理

がなされている。

。今後は、

教育の充実の観点から、

学部・大学

能力証明を意味するものとして授与されるべきとの考え方もあ ある。例えば、博士の学位は独立した研究者としての基礎的な

〇大学が、

人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役

える課程(プログラム)中心の考え方に再整理していく必要が 院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与

を図る必要があること等が指摘されている。

に発揮して活躍できるよう、

必要である。特に、今日、若手教員が自らの資質・能力を十分 組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが 割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員

助教授・助手の位置付けの見直し

○このため、

学位に関する検討を行うに当たっては、

学位が国際

的に共通理解となっている。

り方、

きた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在 的通用性のある大学教育等の修了者の能力証明として発展して

制は、

基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編

各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかに

準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、 とする職として定めることが適当である。また、

類とするとともに、助手は、

教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて三種

教育・研究の補助を主たる職務

25

大学設置基 教員組織の

教育・研究を主たる職務とする職としては、

これを見直し、

つつ、

より自由に設計できるようにすべきである。

他の学位との相互関係等を踏まえて審議していく必要が

○国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に

の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度

(イ) 学位と課程

重要である る。この意味でも、

その社会的責任を深く自覚する必要

○今後の知識基盤社会において、我が国が伝統的な文化を継承し

つつ国際的な競争力を持って持続的に発展するためには、知的

通じて社会全体の共通基盤の形成に寄与してきたのである。 距離を置いた自主的・自律的な存在として、教育と学術研究を 学にほかならない。

役割が極めて重要であり、大学は、その設置形態のいかんを問 創造を担い社会全体の共通基盤を形成するという大学の公共的

大学としての社会的責任を深く自覚することが必要であ

されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、

大学と産業界の連携の下、

学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。

・卒業直後の一年間での様々な活動体験や短期在

外経験等を重視することも期待される。

業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係で修業年限については、従前どおり学士課程を四年かけて卒

と有機的に結び付けられることが期待される。

は、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学

士課程三年修了による大学院進学という制度が積極的に活用

にコア・カリキュラムが作成されることが望ましい

コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価

を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごと様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育

み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、 つつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組

学士課程は、「二一世紀型市民」の育成・充実を目的とし

現状よりさらに充実した教育を展開することが強

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」 「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築するこ

く求められる。 とにより、

特集・中央教育審議会答申

- ○現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主 研究を主たる職務とするか教育・研究の補助を主たる職務とす たる職務とする教授及び助教授の二種類の職とともに、 現行の助教授の職は、職名や職務内容が実態にそぐりしも明瞭でない助手の職が定められている。 教育・
- ○このうち、 主たる職務とする「准教授」を設けることが適当である。 生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを わない等の指摘や国際的通用性の観点を踏まえて廃止し、「学
- ○また、現行の助手については、教員組織における位置付けが曖 とする新しい職を設けるとともに、助手は、教育・研究の補助 が明らかになるよう、自ら教育・研究を行うことを主たる職務学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第一段階となる職 を主たる職務とする職として定めることが適当である。 昧で、実際に担っている職務も多様であることから、将来の大
- ○新しい職の名称については、大学の教員組織の一員として自ら ことが必要であり、これらを総合的に勘案すると、「助教」と 教育・研究を行うことを主たる職務とする若手教員の位置付け 性の観点からも説明しやすいものであること等に十分留意する 的な観点からできる限り自然な名称であること、国際的な通用 名度、運用の実態等を踏まえたものであること、 に相応していること、現行の学校教育法上の各職の定着度や知 いう名称が最も適当と考えられる。 国語的・文化
- ○これらの措置により、今後の大学教員の基本的な職としては、 の三種類を、教育・研究の補助を主たる職務とする職として助教育・研究を主たる職務とする職として教授、准教授及び助教 手を定めることとすることが適当である。

- ○また、 ○なお、准教授、 っては、置かないことができることとすることが適当である。 ればならない職としつつ、 助教及び助手は、基本的には、大学に置かなけ 各大学の方針や各分野の実情等によ
- 規定すべきである。 任の所在が明確であるよう教員組織を編制するものとする旨を 教員の役割分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責 職務の遂行について支障が生じないよう、大学設置基準等に各 下、組織的に行わなければならない職務が存在する。こうした 織として決定した方針等に従い、各教員の役割分担及び連携の等への教育、教育課程の編成、入学者選抜、診療等、大学が組 准教授や助教を新設する場合も、大学には、大学院学生
- ○各大学が、教育・研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、具 う、 する規定を定めるべきである。 とや、各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に関 る授業科目は原則として専任の教授または准教授が担当するこ 教育・研究上の目的を達成するために必要な教員を置き、主た 体的な教員組織の編制をより自由に設計することができるよ の規定を削除し、教員組織の基本となる一般的な在り方として、 講座制又は学科目制を基本原則とする現在の大学設置基準
- ○上記の制度改正が円滑に、 措置の充実を図っていくことが求められる。 若手教員の活躍を通じた教育・研究の活性化を促すための支援 教育・研究が一層活性化することが期待される。また、 とが必要である。 各大学が制度改正の趣旨を生かして積極的に取り組むこ 各大学において真摯な検討と取組が行われ、 かつ、実効性をもって機能するため
- ○高等専門学校の教員組織に関しても、 大学の教員組織に関する

同様に見直しを図る

ことが適当である。

見直しの趣旨が該当するものについては、

- ○社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、 等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、 る。 判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されてい 各大学には、
- ○学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」 と考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくもの 礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、 待される。 門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期 応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専 るもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に 専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させ 充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法 がって、今後の学士課程教育は、「二一世紀型市民」の育成・ の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。 例えば、

27

○大学 (学士課程段階)への進学率の上昇や高等学校教育の多様化 等に伴い、 学教育は、 加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大 と、また、伝統的学生のみならず社会人学生や外国人留学生が増 入学者の能力・適性や志向も多様化してきているこ 全体として一層の多様性を確保し、 誰もがアクセス

《学士課程の多様性》

- られる。 よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求め い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた的確な 大学における「教養教育」や「専門教育」
- しやすい高等教育システムを構築することが求められている。

人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型盤を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、

の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育

技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基

ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考

する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが 法等の知的な技法の獲得や、

人間としての在り方や生き方に関

期待される。

○このような観点から、

えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階 められる。加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、 教養教育に携わる教員には高い力量が求

絶

学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。 学問を追究する姿勢や生き方を語ったりするなど、

学生の

の学生にも高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供した

○職業的素養にかかわる専門教育については、 学士課程段階を中心に完成させるものとの専門教育については、専門職大学院制度

《専門教育》

問分野の特性や各種職業資格との関連に応じて具体的に仕分け して考えていく必要がある。

修士課程・専門職学位課程段階を中心に完成させるものを、

学

の発足を契機として、

○学士課程は、 《カリキュラム、単位、 養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課わたる学習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教 基本的役割として、 年限》 学生の人格形成機能や生涯に

> とが期待される。 況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられるこ れることが望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状 程教育の充実のため、 分野ごとにコア・カリキュラムが作成さ

○単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、 課程中心の制度設計をする必要がある。 学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、 度の実質化(単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保)や

○学士課程教育の修業年限については、国際的通用性の確保や単 用することが考えられる。 従前どおり学士課程を四年かけて卒業する経路のほか、 においては、学士課程三年修了による大学院進学を積極的に活 を重視する大学が学士課程教育を総合的教養教育型にする場合 のと考えられる。この場合、特に第二章三(二)で①②の機能 博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化するも 修士·

28

○企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、 う十分な配慮が必要である。さらに、修了・卒業直後の一年間早期化・長期化による学士課程教育への実質的な支障のないよ での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待さ その

(オ)大学院(修士・博士・専門職学位課程共通)

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、

それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院におけ る必要がある。 る教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化) を図

成する必要がある。 養成及び「二一世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つ の機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編 研究者等養成(の第一段階)、 高度専門職業人

び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成す 学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及 博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、 このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。 産

される。 育機関ばかりではなく企業経営、 国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待 今後の知識基盤社会にあっては、博士号取得者が、研究・教 ジャーナリズム、行政機関、

OT、公共政策、 専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、 教員養成等)での創設・拡充等が必要である。 M B A ·

○大学院教育は、学士課程における教養教育と、これに十分裏打 めの、深い知的学識を函養する文字です。ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るたちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を函養する文字です。

○我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機めの、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。 質化)を図る必要がある。 学院における教育の課程の組織的展開の強化 能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、 (大学院教育の実

特集・中央教育審議会答申

○このため、 学士課程教育との適切な役割分担、 学生・教員の流

> 問分野別に具体的な検討を深化させる必要がある。 動性の向上、教員の教育・研究指導能力の向上等について、

○大学院教育の実質化のための重要課題としては 考えられる。 以下のもの

《基本的な課題》

- a 人材養成の観点からの各大学院 (課程) の機能の明確化
- (b) 大学院教育と学士課程教育、 係の明確化 大学院以外の専門教育との関
- (c) 大学院教育の実質化のための大学院組織の在り方

《特に分野別に検討の深化が必要と考えられる課題》

- (d)課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導体制の 立 (大学院教育の実質化)
- ・教員の教育・研究指導能力の向上のための方策
- ・今後の研究者等として必要な高度な素養の涵養の在り方
- ・教員・学生の流動性の拡大のための方策
- ・社会のニーズと大学院教育の適切な対応関係の確保のため
- (e) 研究者等及び大学教員養成機能の充実
- ・博士課程における体系的な教育課程の確立
- ・大学院の研究機能の強化(施設・設備など)
- 多様化の促進方策 学生に対する経済的支援と大学院修了者のキャリア・ ۱۴ ス
- 実効性ある大学院評価の確立
- ○これらの課題についての検討の成果を踏まえ、 質を誇る大学院教育の充実を図る観点から、 の実質化のための将来計画を策定する等、集中的な取組を行 国は、 世界最高水準の 大学院教育

- ○①近年の学問分野の学際化・融合化や、②幅広い知識と柔軟な ○また、先進諸国を含めた世界各国の優秀な留学生・研究者を惹 世界的に見て高い位置を占めることが前提として必要である。 き付けるためには、我が国の大学院における教育・研究の質が
- 履修形態)は有効な方策と考えられる。 思考能力を持つ人材等の、社会において求められる人材の多様 やジョイントディグリー(一定期間で複数の学位を取得できる 野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる組織的な取組) な要請等に対応する手段として、主専攻・副専攻制(主専攻分

- ○修士課程は、 教育課程を編成する必要がある。 の高度な学習需要への対応の三つの機能を担う。各大学院にお 人養成、③我が国の知識基盤社会を支える「二一世紀型市民」 いては、教育目標など課程の目的・役割を明確化し、体系的な ①研究者等養成 (の第一段階)、 ②高度専門職業
- ○これらの機能を担うために必要な教育としては、例えば、
- ・国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統 るための高度な素養を涵養する教育 軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備え 合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔
- ①学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プロ 本とした教育のほかに、③養成すべき人材を念頭に関連するグラムにより幅広い視点を培う教育、または、②論文作成を基

等が重要である。 目等を通して体系的に履修するコースワー 分野の知識・能力を修得する教育など、学修課題を複数の科 クを重視した教育

- ○博士課程は、 課程を編成する必要がある。 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する課 官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び 程として、明確な役割を担うことが適当であり、体系的な教育 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、
- ○これらの人材の養成に必要な教育としては、例えば、
- 顕著な研究業績を性急に求めるような教育ではなく、 て研究活動を行う能力の基礎を培う教育 自立し
- 学生同士が切磋琢磨する環境の中で、自ら研究課題を設定し研 比較的長期にわたる企業や海外での研究経験など、 究活動の場を通じて研鑽を積む教育 多様な研
- 高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行 究活動を実施すること等の学生の創造力・自律力を磨く教育
- 加えて、大学教員を目指す学生に対しては、学生に対する教 プロジェクトの運営管理能力を高める教育 える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、
- ○今後の知識基盤社会にあっては、博士号取得者が、高度な研 究・分析能力や専門的知見を生かして、研究・教育機関ばかり でなく企業経営、 ジャーナリズム、行政機関、 国際機関等の多

等が考えられる。

育方法の在り方を学ぶ教育

が求められると同時に、これらの人材を受け入れる社会全体で学では博士号取得者のキャリア・パスの多様化にこたえる工夫様な場で中核的人材として活躍することが十分予想される。大 の積極的な取組が不可欠である。

- ○専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能 の特定の高度専門職業人養成の分野においても、国は、専門職活性化に大きく貢献することが期待される。その際、上記以外 とが適当である。 学位課程の在り方について、 職業人が養成されることを通じて、社会全体の流動性の向上と が充実され、社会人等多様な学生を受け入れて各種の高度専門 である。理論と実務を架橋する実践的教育や職業的倫理の涵養 (技術経営)、公共政策、教員養成等) での創設・拡充等が必要 力が必要とされる多様な分野(例えば、法曹、 今後、 幅広く十分な検討を行うこ M B A M O T
- ○専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を 明確な役割を担うことが適当である。 に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として 対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、 国際的
- ○他方で、専門職大学院制度の創設により、大学院教育と専門学 校教育との関係が曖昧になっているとの指摘がある。

特集・中央教育審議会答申

い教養教育等を基礎として、特に「理論と実務の架橋」を重専門職学位課程における教育は、大学の学士課程段階の幅広 専門学校は、実際的な知識・技術等を習得するための実践的 な職業教育・専門技術教育機関として定着

- 識・能力を高い学問的水準において養うもの 視し、高度の専門性が求められる特定の職業を担うための知
- を養成する機関として一層発展していくことが期待される。 留意しつつ、それぞれの特色を生かし、共に社会が求める人材 専門職大学院及び専門学校は、この目的・役割の違いに十分
- ○高度専門職業人の養成に必要な教育としては、例えば、
- 各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスの 的な教育 とれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的・継続 「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の
- 単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、 問と実践を組み合わせた教育 学
- 特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
- 高度専門職業人として求められる表現能力や交渉能力を磨く

等が重要である。

(ケ) 短期大学の課程

改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学におふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代に 行うことが適切である。 ける教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を つとして、 短期大学の課程は、 また、 地域と連携協力して多様な学習機会を提 ユニバーサル段階の身近な高等教育の

○短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つ 期待される。 を十分に備えるべく、短期大学の課程の教育の積極的な改革が とが期待される。また、そのような位置付けにふさわしい実質 づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされるこ 米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台 として、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、

に充実が望まれる状況にあると考えられる。

機能は事実上一体化して重要性を増しており、③の機能はさら 昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、①と②の

○学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の と考えられる。短期大学の課程の教育上の特色は、こう アクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。 「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応した 違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり、短期大学に に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育である おける教養教育は、四年制の学士課程における教養教育と同様

○また、短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は

学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、 の充実に不断の努力を傾注する必要がある。 大学関係者は、 教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。 的見地からのものである点で、 教養教育の基礎の上に立ち、 四年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大 理論的背景を持った分析的・批判 他の機関により提供される実務 教育 短期

短期

○短期大学は、今後とも、 会的信頼・評価の確保に努める必要がある。 極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立等による社 教育内容・方法や経営状態に関する積

○以上の点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了 位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

○学位の名称については、我が国の学位の沿革や構造、諸外国の できるだけ一般に分かりやすい表示が求められること等を総合 化していく方向が望まれること、学校制度体系の現状に即して めて学位を授与する課程を提供する場としての位置付けを明確 にわたるとともに、今後は、大学制度について、短期大学も含 短期高等教育の課程に係る学位の名称など関連する要素が多岐 「短期大学士」とすることが適当と考える。

(二) 高等専門学校

すことが期待される。 創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果た 特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の 高等専門学校は、 五年一貫の実践的・創造的技術者等の養

計算方法を導入することが適切である。 指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位 〇時間の履修を一単位として計算されているが、授業形態・ 高等専門学校の単位については、教室内における三

○高等専門学校は、五年一貫の実践的・創造的技術者等の養成と を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待され 確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等 大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で一層明 いう教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を、

○高等専門学校卒業後に専攻科や大学へ進学・編入学する学生の である。 個性・特色が不明確になることのないよう留意することも重要 の専門教育による実践的・創造的技術者等の養成という本来の 専門学校の役割や位置付けが相対化し、早期からの体験重視型 育機関への円滑な接続にも配慮する必要がある。 増加を踏まえると、教育内容や履修指導等も含めて他の高等教 一方で、高等

○現在、高等専門学校の単位については、教室内における三○時 おいて、 保に特に留意しつつ、一定の範囲内(例えば六〇単位以内)自学自習を促すための指導上の工夫や総授業時間数の維持・ 態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単 間の履修を一単位として計算することとされているが、授業形 キュラム編成の実現等が期待される。具体的には、教室外での 位計算方法を導入することにより、各学校における柔軟なカリ 各学校の判断により、 四五時間の学習を一単位と

特集・中央教育審議会答申

直すことが適切である。 計算する授業科目を設定できるよう、国は、単位計算方法を見

○国立高等専門学校の法人化など高等専門学校を取り巻く状況の 変化、 ある。 改善の問題や専攻科の役割等については、今後の重要な課題で 専門学校の基本的方向性を踏まえ、名称を含めた社会的認識の 今後の高等専門学校の管理運営の具体的な在り方や高等

(三) 専門学校

が期待される。しての専門学校の性格を明確化 しての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関と め、修業年限の長期化・多兼とこド、、『ー・知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のた 機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大して 修業年限の長期化・多様化に伴い、

Ļ 者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。 して、一定の要件を満たすこなうゝとここでなる一環とし、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環とし、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環と

○職業教育をキーワードとした教育体系の中で、 的な役割や位置付けを明確にする必要がある。 専門学校の中核

業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関とし○知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修 ての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。

○専門士の称号所持者や大学等卒業者が入学する例の増加等を踏 まえ、高度な職業教育機関としての役割を担う専門学校は、今 一層の個性化・多様化を進める必要がある。

○専門学校は、今後、 頼・評価の確保に努める必要がある。 な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立による社会的信 教育内容・方法や経営状態に関する積極的

○誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学 業時間数が三、 二章三(一)参照)。その一環として、 習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る必要がある 修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成、 専門学校のうち一定の要件(例えば、①修業年限四年以上、② のを卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切 四○○時間以上、等)を満たすと認められたも 以上の点を踏まえつつ、 ③総授 (第

国公私立大学の特色ある発展に関する考え方

教育全体の活性化の上からも重要である。 私立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、 くことは、 国公私立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開してい 二一世紀初頭における社会の多様な要請等に国公

> 十分に意義を有するものと考えられる。 公私それぞれへの支援の在り方を考える上で、 見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国 の選択に基づくものであるが、国公私それぞれを全体として各大学ごとの個性・特色は、国公私を問わず、各大学自ら 各大学ごとの個性・特色は、 今日でもなお

○国公私立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくこ 学全体で適切にこたえていくというだけでなく、 の活性化の上からも重要である。 とは、二一世紀初頭における社会の多様な要請等に国公私立大 高等教育全体

○特に、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校 争を確保する一つの前提をなすものと期待される。 えられた。これらは、各大学の個性・特色の明確化や適正な競 それぞれの枠組みの中で自律性と透明性を確保する仕組みが整 法改正による学校法人制度の管理運営面の改善により、 国公私

○このような個性・特色は、国公私を問わず、各大学が自ら選択 つつ、 そこで、 える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。 とは、高等教育の発展と国公私それぞれへの支援の在り方を考 合の特色は、制度面にも反映しており、これを意識しておくこ ものではない。しかしながら、時代や社会の要請に応じて変化 しつつも形成されてきた、国公私それぞれを全体として見た場 に期待される使命や役割等の区別は必ずしも一律かつ絶対的な するものである(第二章三参照)。したがって、 国立大学の法人化等による新たな展開をも考慮に入れる 既に大学審議会答申等でもなされてきた整理を踏まえ 以下のように考えられる。 国公私立大学

関与等の特性がある。これらは、国立大学が、国の高等教育政るという安定性、学長任命や中期目標・中期計画に関する国の○まず、国立大学については、国からの公的支援により支えられ 育の実施、 踏まえつつ大学の実情に応じた組織運営体制の改善が求められ 果たしていない場合には、国立大学法人評価委員会の評価等も 導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの 策をより直接的に体現するという側面を持つことに由来する。 るべきものと考えられる。 国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役 需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、 割を担うことが求められる。そして、このような役割を十分に したがって、 計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先 国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教 全

○国立大学は、国立大学法人制度の趣旨を生かし、自主性・自律 性を発揮して一層活性化することが期待されるが、そのために も、制度の改善・整備を不断に図っていく必要がある。

○次に、 る地域づくりにもつながるものである。その際、公立大学法人 我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性あ 的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、 制度を活用することも有力な手法の一つと考えられる。 公立大学については、各地方公共団体が高等教育に主体

○公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政とい 置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的 公立大学には、 に体現するという側面を持つものと考えられる。したがって、 公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、 各大学の設置目的に沿って、 それぞれの地域に 設

特集・中央教育審議会答申

貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより おける社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への 一層の強化が求められる。

○さらに、私立大学については、特に戦後の我が国における高等 会貢献の促進の面でそれぞれ大きな役割を果たし、社会の発展 富んだ個性豊かな人材の育成や、 神を生かした独自の校風による教育・研究の実施は、多様性に 教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、 して、我が国のあらゆる面での発展を支えてきている。 にとって重要な貢献をしてきた。とりわけ、各大学の建学の精 多様な知的価値の創造等を诵 高等教育機関の社

○私立大学は、国公立大学とともに公教育としての高等教育の重 の、総合的教養教育や芸術・体育等の専門的分野に軸足を置く研究・教育拠点の形成や高度専門職業人の養成に力点を置くも 多様な人材の育成、基礎から応用にわたる多様な先端的・独創 未来社会の創造に向けての様々な要請にこたえつつ、活力ある 要な一翼を担っており、 法人制度の管理運営面の改善の趣旨を積極的に生かすことが期 保することが不可欠であり、先般の私立学校法改正による学校 それぞれの建学の精神にのっとった自主的・自律的な運営を確 照)。こうした各大学の多様な発展を一層促進するためには、 多様な発展を遂げていくことが重要である(第二章三(二)参 る多様な活動等の諸機能の強化に努める中で、例えば、世界的 的研究、地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資す ている(本章一(一)(ア)参照)。こうした観点から、 地域貢献や国際交流等に力を注ぐものなど、全体として 高い公共性を有し、社会的責任を負っ 各大学が、